

「経済産業研修所の管理・運営業務 一式」仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
1	4	施設警備及び受付業務	1	⑨飲料水の残留塩素測定及び記録 水道法の基準に照らし合わせると7日以内ごとに1回測定です。仕様案だと過剰ではないでしょうか。さらに、この業務は水質検査の仕様業務ではないでしょうか。	水道法規定において飲料水管理では検査：7日以内ごとに1回となっております。	所内で検討した結果、回数について、毎日から7日以内として修正いたします。
2	13	冷却塔保守	2	冷却塔清掃シーズン中毎月1回の清掃を行ってはいかがでしょうか。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法） 冷却塔及び冷却水汚れの状況の点検※必要に応じて清掃及び換水を行うとあります。	現契約において、年2回の冷房運転前、冷房運転終了後に点検実施することとしております。 厚生労働省の定める建築物環境衛生管理基準において、冷却塔の水管の清掃は1年以内ごとに1回となっている点から現状の点検内容でも要件は満たしているため、変更なしといたします。 ただし、仕様書にも記載のあるとおり、適切な点検、保守及び運転監視等を行うこととしているため、必要に応じて処理を行うことといたします。
3	17	空調設備定期保守点検② オートロールフィルター及び電気集塵装置総合	2	電気集塵セルの洗浄は必要ではないのでしょうか	仕様書に記載の点検仕様はオートロールフィルター仕様と思われます。	オートロールフィルターのみの点検ではなく、標題にもあるとおり、電気集塵装置総合点検も包括しているので、両装置に必要な年2回の点検実施を想定しております。
4	43	監視制御設備保守点検等	3	①監視制御設備保守点検において別館の「ファンコイルユニット制御（１）～（２）」、「ファン発停制御」及び「水槽監視（１）～（２）」については、保守点検対象外と記載されています。別紙①-1 では記載されているので対象外などの記載を検討ください。	仕様書の記載に差異が有るため。	左記の意見のとおり、本文中対象外としておりますが、P45別紙①-1監視制御設備 仕様・数量一覧は、点検項目ではなく、あくまで設備に対しての仕様及び数量となるので、誤りではないため、変更なしといたします。
5	56	消防用設備等保守点検	2	法改正に伴い非常用発電機実負荷・模擬試験の仕様を追加されては如何でしょうか。	消防法改正により消防法第372条（h30年6月）	非常用発電機実負荷・模擬試験に関する内容は別途予算で措置することを想定しているため、本件に追加することは想定しておりません。